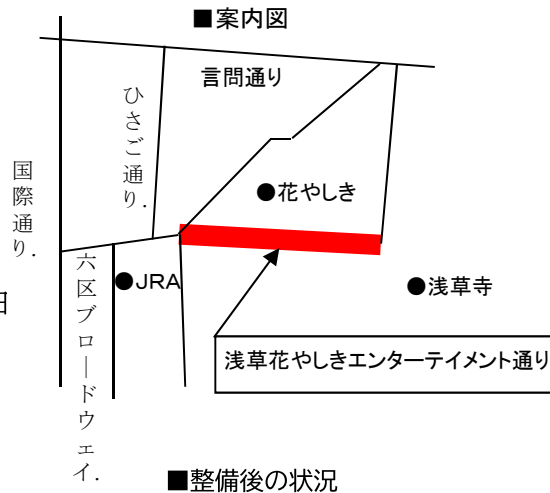


『浅草花やしきエンターテイメント通り景観協定』概要

1. 根拠法令: 東京都台東区景観条例第30条
2. 協定区域: 台東区浅草二丁目7番19号~25号、浅草二丁目28番1号~7号、浅草二丁目29番1号~21号、浅草二丁目3番 地先
3. 区域面積: 3,360㎡
4. 協定締結者数: 41人
5. 用途地域: 商業地域
6. 協定の有効期間: 10年間
(廃止の意思がなければ自動的に10年間延長)
7. 協定認定年月日: 平成19年10月15日
8. 協定認定番号: 第5号



■整備前の状況



■整備後の状況



9. 景観形成基準の内容

景観形成基準の方針

浅草花やしきエンターテイメント通りは、浅草演芸の発祥地である六区興行街と浅草寺の間に位置し、通り内には花やしき遊園地があり、古くから演芸と観光に培われてきています。こうした貴重な観光、景観資源を台東区景観まちづくり条例に基づく「景観協定」地区として定め、将来にわたり、風格と賑わいのある江戸城下の街並みイメージと強く人々の記憶に残るエンターテイメントの融合した情景づくりに重点を置き、建物ファサード、工作物、広告物(看板など)、街路等の形態、意匠、位置、色彩又は面積等の基準を設け、魅力ある「エンターテイメントのまちづくり」を永续することを目的とします。

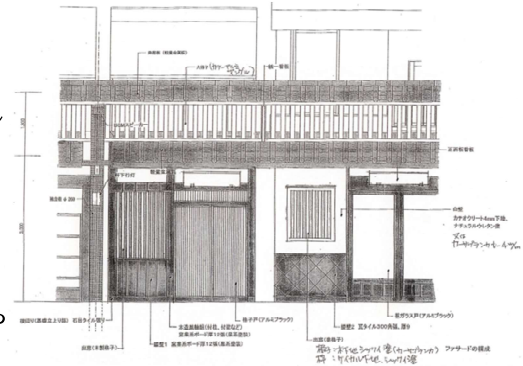
10. 景観形成基準細目(抜粋)

(1) 建物ファサードの形態、意匠、色彩等に関する基準

① 建物ファサードの形状・形態・色彩

- ・建物全体の統一ファサード
- ・通りの両サイド及び中間部に位置する建築物の一部をランドマークとしてのデザインとする
- ・スカイラインの調和
- ・外壁は、江戸城下町風、(白壁、腰壁に瓦タイル、羽目板、色は白・石板色)(花やしき遊園地の壁面・・・白をベースカラー、和の色合いをアクセントカラー)
- ・庇の形態は和風の屋根(瓦、金属瓦、瓦棒、色は黒・こげ茶色)

■建物ファサード(低層部分)



② 暖簾

- 色は、紺・桑染め等和の色合いを基調とする

③ 建築付属物

- ・シャッターの色は黒等の周辺と調和した色
- ・窓部分には面格子を取り付ける

④ 建築設備等

- 設備は露出しないよう配置場所の工夫、隠蔽等によりファサードデザインの一環とする

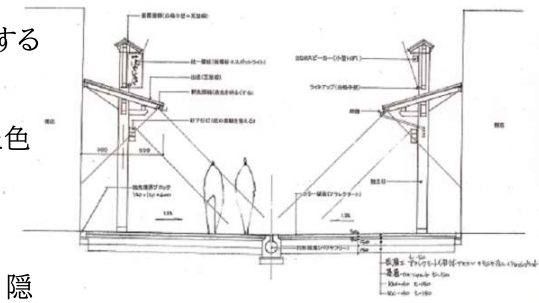
⑤ 物品置き場等

- 歩道に突出して物品置き場等は設置しない

⑥ 自動販売機の設置

- 江戸城下街風のデザイン、色彩

■道路横断面図



(2) 出庇の形態、意匠、色彩等に関する基準

- ・庇を上下2層とし、上下の庇の間は大格子をイメージしたデザインとする
- ・屋根は金属瓦、瓦棒、平葺き
- ・鉄骨部は消墨色、屋根部は石板色、大格子は白を基調

(3) 広告物の位置、形態、面積、意匠、色彩等に関する基準

① 屋外広告物は原則として認めない

② 壁面広告物

- ・指定する統一木製看板、その他仕様は認めない
- ・統一木製看板は W1,800mm×H600mmまで、文字色は黒、白等景観に配慮した色
- ・窓面の広告物は認めない

③ 突出広告物

袖看板は統一木製看板、その他仕様は認めない

④ 置き看板等

道路へは設置しない

(4) 道路の形態、意匠、色彩等に関する基準

① 舗装は土をイメージしたデザインとする

② 雨水は道路中央部に円形側溝を設け処理する

③ その他

- ・清掃活動等に努める
- ・路面の掘り起こし等の工事を行う場合は、事前に説明し同意を得るものとする

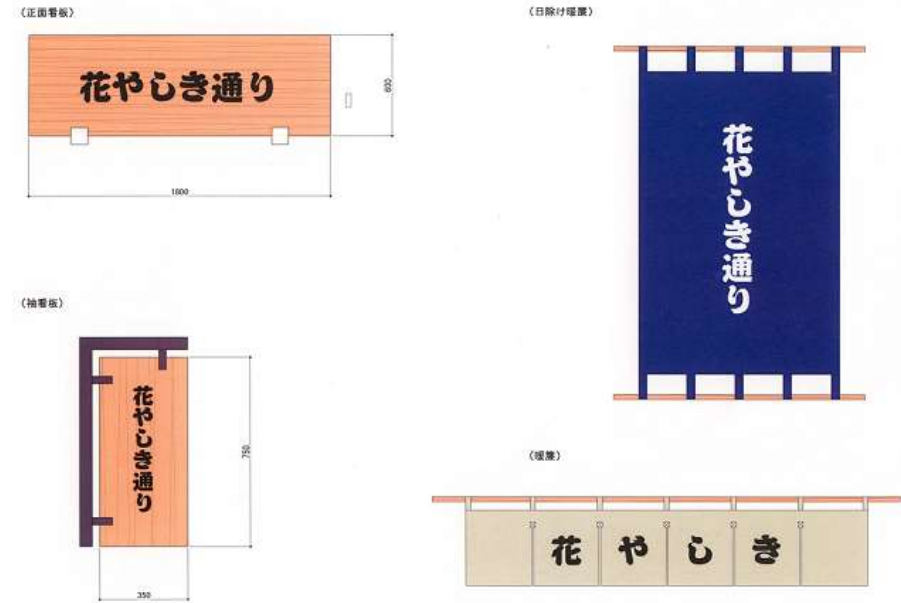
(5) その他景観協定締結者が必要と認める事項

本景観形成方針に照らし、“浅草花やしきエンターテイメント通り”を
実現するよう努める



■花やしき遊園地部
ファサード

■統一木製看板、暖簾



■完成予想図

